



南木曽町男女共同参画計画 (第3次)

—男女が尊重し合える社会のために—

平成 25 年度～平成 34 年度

南 木 曽 町

< 目次 >

策定の趣旨	1
1. 基本理念	3
2. 施策の展開	
① 男女の人権の尊重	5
男女共同参画を推進する教育・学習の推進	
国際化の進展の中での男女共同参画の推進	
② 政策等への立案及び決定への共同参画	6
行政機関における女性の参画の促進	
地域社会における女性の参画の推進	
③ 社会における制度又は慣行についての配慮	7
雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保	
農林業、商工業等の自営業における環境づくり	
④ 家庭生活と仕事が両立できる環境の整備	8
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	
子育てをサポートする体制の充実	
高齢者・障害者・ひとり親家庭等の社会参画の環境づくり	
⑤ 生涯を通じた女性の健康支援	9
女性のライフステージに応じた健康支援	
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	
⑥ 男女間のあらゆる暴力の根絶	10
救済・相談体制の充実と関係機関の連携強化	
性犯罪・ストーカー行為等への対策の取組	
3. 目標指標	11
4. 計画の進行管理	12
5. 資料	13

策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、わが国ではその目指すべき所として、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会とし、「政府一体となって取り組むべき最重要課題」として位置付けています。また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

男女平等な社会の実現は、国際的課題として提起されており、日本では平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務が定められました。

当町では、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定により、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員として一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 15 年に「第 1 次南木曾町男女共同参画計画」を策定し、その後、平成 20 年に「第 2 次南木曾町男女共同参画計画」を策定しました。

「第 3 次南木曾町男女共同参画計画」は、平成 20 年度からの第 2 次計画を継承しながら、平成 25 年度からをスタートとして計画策定するものとします。

また、計画策定にあたっては、国及び県が策定する「男女共同参画基本計画」との整合性を図り、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを、総合的・効果的に推進するための指針とします。

また、本計画は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項※¹に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。（平成 28 年 8 月 31 日追記）

関係する法令

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 28 年 8 月 31 日追記）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

※1 女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に成立した法律です。市町村は国が定める基本方針等を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)を定めるよう努めることになっています。
(平成28年8月31日追記)

1. 基本理念

男女共同参画社会の実現は、「女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作る」ことです。当町においても、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づく「南木曾町男女共同参画計画」を指針として、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員として一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

① 男女の人権の尊重

個人としての尊厳を尊重し、男女の平等を認めあえる社会を目指し、教育・学習、広報・啓発活動をとおして意識改革を推進します。

② 政策等への立案及び決定への共同参画

社会のあらゆる分野に男女の多様な考え方が反映できるように政策の立案・決定の場に共同して参画できるための条件整備を推進します。

③ 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による役割分担の意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように、社会における制度や習慣について配慮しながら、均等な機会を推進します。

④ 家庭生活と仕事が両立できる環境の整備

男女が共に活動できる社会の実現に向け、さまざまな制度の充実や支援などの取組を充実させ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の一層の推進を目指します。

⑤ 生涯を通じた女性の健康支援

女性のライフステージに応じた健康支援と健康問題についての対策に努め、生涯にわたる健康づくりの支援を目指します。

⑥ 男女間のあらゆる暴力の根絶

配偶者からの暴力は、人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、また、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなども社会的問題であるという認識を広く浸透させ、安全・安心な社会を目指します。

—男女が尊重し合える社会のために—

男女の人権の尊重



- 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
- 国際化の進展の中での男女共同参画の推進

政策等への立案及び決定への共同参画



- 行政機関における女性の参画の推進
- 地域社会における女性の参画の促進

社会における制度又は慣行についての配慮



- 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- 農林業、商工業等の自営業における環境づくり

家庭生活と仕事が両立できる環境の整備



- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現
- 子育てをサポートする体制の充実
- 高齢者・障害者・ひとり親家庭等の社会参画の環境づくり

生涯を通じた女性の健康支援



- 女性のライフステージに応じた健康支援
- 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女間のあらゆる暴力の根絶



- 救済・相談体制の充実と関係機関の連携強化
- 性犯罪・ストーカー行為等への対策の取組

2. 施策の展開

① 男女の人権の尊重

男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画に関する学習、国際社会の様々な取り組みや、今なお残されている女性問題等の状況に関して、資料等の情報を収集、提供するとともに、講演会等についての情報を提供します。

一人ひとりの意識や価値観は、幼少期から家庭、地域、学校等の中で形成されていくことから、人権意識や男女平等意識を育てるうえで、教育や学習が大変重要になっています。また家庭における教育やしつけ、保護者が持つ価値観や生活態度により、無意識のうちに社会的・文化的な面からみた男女の性別の意識が身についてしまいがちです。「人を思いやる心・物を大切に作る心・人権や生命を尊重する心」等、豊かな人間性を育む教育を重視し推進します。

国際化の進展の中での男女共同参画の推進

経済・文化などの分野で国際化が進む中、日常生活においても、外国籍住民や外国人観光客との関わりが身近なものとなっており、男女共同参画に関する国際的な動向に関心を持つことにより、国際的な視野を持って地域の課題を見直すことが大切となります。特に外国籍等の女性は、言語・文化・価値観などの違いなどにより、地域において孤立しやすい場合もあります。多文化共生社会の観点からも、異文化に対する相互の理解を深めて、関係機関と連携しながら、日常生活など身近な問題から支援を行うことを推進します。

② 政策等への立案及び決定への共同参画

行政機関における女性の参画の推進

政策・方針等決定過程への「参画」の拡大を実現するために、行政機関において女性の幅広い人材確保・育成・活用と積極的な登用拡大に努めるために、町の審議会等における委員の選任にあたり、団体推薦や職務指定の見直しを図り、更なる女性委員の参画を進めます。また、役場の女性職員の管理職等への登用と多様な分野への配置に努めます。

地域社会における女性の参画の促進

活力のある地域社会づくりのために、自治会、公民館、PTA、まちづくり、地域防災など地域組織の役職において、選出方法や組織の見直しなどにより、男女いずれかの比率を一定割合以上になるような地域組織が構成できるよう、地域における方針決定過程への女性の参画を促しながら活力ある地域社会づくりを目指します。

③ 社会における制度又は慣行についての配慮

雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児休業法などの履行を確保するため、国・県等の関係機関と連携して法令及び制度の周知・徹底を行い、女性の能力が十分に発揮できるように環境整備に努めます。また、出産・育児後の女性に対しての職場復帰や再就職については、国・県等の関係機関からの情報提供を積極的に広報などに掲載して、支援を実施します。

農林業、商工業等の自営業における環境づくり

農林業及び商工業などの自営業における担い手不足が社会的な課題となっており、女性後継者の育成や女性組織の連携が必要となっています。農林業においては、家族経営協定の締結の推進により、女性が経営に参加できる環境を整備し、農村生活マイスター、女性農業者及び林業者グループへの支援など関係機関と連携しながら推進します。

また、商工会の女性部など女性経営者のネットワーク強化を図り、女性経営者の育成を支援します。



④ 家庭生活と仕事が両立できる環境の整備

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

男女が共に活動できる社会の実現を進めるには、就業形態、年齢、性別、未婚、既婚にかかわらず就業者全てが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などを自らが望むバランスで展開できる考え方を理解されるようにする必要があります。

このような社会が実現することで、多様性を尊重し、仕事と生活などが好循環を生む活力ある社会が形成されることを目標とし、家庭における男女の理解と、責任の分かち合いの上に立ったワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

子育てをサポートする体制の充実

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指して、地域の助け合いによる子育て支援、仕事と家庭の両立支援などに取り組みます。

延長保育、一時預かり、放課後子ども教室、ファミリーサポートなどの各種の施策により、子育てと仕事の両立を支援し、また、福祉医療などの医療費助成制度による経済的な面でも子育てをサポートする体制を充実します。

高齢者・障害者・ひとり親家庭等の社会参画の環境づくり

高齢化社会に向けて保健、福祉、医療、教育、文化などのあらゆる分野における総合的なネットワークづくりが求められています。また、障害者やひとり親家庭等の人たちが積極的に地域社会へのかかわりを持ち、生き生きと生活できるような環境作りが求められています。

高齢者・障害者・ひとり親家庭等が意欲や能力に応じて、地域活動・生涯学習・相談の場を通して、地域社会との関わりを持ち続けるとともに、高齢者等の生きがいを支える環境整備を推進します。

⑤ 生涯を通じた女性の健康支援

女性のライフステージに応じた健康支援

女性特有のがんである子宮がん、乳がんなどのがん検診に関する啓発活動を行い、町内の受診率の向上を目指します。また、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期における心身の問題など、女性のライフステージの節目に応じた健康支援を関係機関と連携しながらサポートします。あわせて、薬物乱用、喫煙防止対策、HIV感染などの健康問題に対する啓発活動を推進します。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）^{注1}に関する認識を浸透し、性に関する健康問題について正しく理解できる社会を目指し、性と生殖に関する健康と権利についての認識を高める啓発を行います。

注1 性と生殖に関する健康と権利

「性と生殖に関する健康」とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、「性と生殖に関する権利」は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び生殖に関する健康を得る権利」とされています。

⑥ 男女間のあらゆる暴力の根絶

救済・相談体制の充実と関係機関の連携強化

女性に対するどのような暴力も許さない環境づくりを進め、あらゆる機会をとらえて意識啓発を図ります。

暴力の実態を明らかにするとともに相談窓口である町福祉係・木曾保健福祉事務所女性相談員・県女性相談センターがそれぞれ連携して、一時保護、社会復帰支援機能の活用や被害女性を速やかに救済できる体制づくりに努めます。

性犯罪・ストーカー行為等への対策の取組

性的嫌がらせは、対象となった女性の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つける相手の人権を無視したもので、社会的にも許されない行為であり決して当事者だけの問題で済まされるものではありません。また、ストーカー行為等は、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、行為が次第に拡大し、被害者に対する暴行・傷害、ひいては、殺人等の凶悪犯罪にまで発展する恐れがあります。

警察署等の関係機関と連携を密にすることで、こうした行為による被害が起こらない社会づくりを推進します。

3. 目標指標

第3次南木曾町男女共同参画計画の達成度をより分かりやすくするために、以下のように数値目標を設定します。この目標値は各項目における現状を勘案し、それぞれの10年後の理想的な割合として期待を込めて設定しています。今後、この目標の達成に努め、達成状況を確認します。

項目	現状	目標値 (平成34年)	備考
行政機関等への女性登用率	19.5%	35%	H24年調査時点
町の課長係長に占める女性職員比率	28.1%	35%	〃
地域組織に占める女性役員比率	35.2%	40%	〃
男女共同参画に係る研修会等の開催	1回 (計画期間中)	年1回	
がん検診の受診率	乳がん 21.3%	乳がん 40.0%	H24年調査時点
	子宮がん 14.5%	子宮がん 30.0%	

※行政機関等

法律や条例に基づき、行政から任命される委員会等を指しています。代表的なものには選挙管理委員会、教育委員会、民生児童委員会、上下水道審議会、公民館運営審議会などがあります。

※地域組織

各地域の自治活動等のため、地域内で組織されている団体の内、地域振興協議会、日赤奉仕団、交通安全協会、保健補導員会、防犯指導員会、衛生自治連合会、食生活改善推進協議会、町観光協会、青少年育成連絡協議会、公民館、小学校PTA、中学校PTA、保育園保護者会、体育協会、老人クラブ、総合型スポーツクラブの役員等を対象としています。

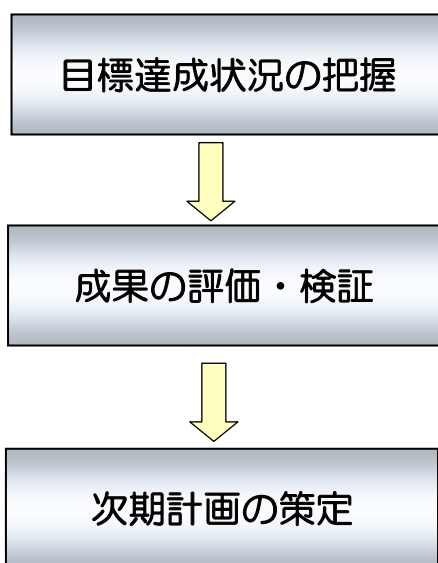
※がん検診の受診率

南木曾町内の89歳以下（乳がん20歳以上、子宮がん30歳以上）の女性で、職場の検診・ドック受診者と現在治療中の方を除いた検診対象者の内、実際に受診した方の割合です。

4. 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画が着実に推進されるよう、計画の実施状況を把握し、必要に応じて検討・見直しを行います。進行管理は、広報・ホームページなどを通じて市民に報告します。



- ▽ 行政内部の計画の進捗状況の把握
- ▽ 学校現場・地域社会内等での取り組み状況の情報収集
- ▽ 施策の量・質的な観点からの評価
- ▽ 数値で捉えにくい実績の評価
- ▽ 関係者等からの意見

2 計画の見直し

本計画は平成25年度から平成34年度までの10年の計画としますが、計画期間中に必要に応じて見直しを行います。最終年の平成34年度には成果を評価・検証し、その結果に基づいて次期計画を策定します。

資料

○南木曾町男女共同参画計画策定委員会 名簿（平成24年度）

団体名等	役職等	氏名	備考
南木曾町教育委員会	委員長職務代理者	松井 康子	委員長
南木曾町人権擁護委員	代表	徳武 房夫	副委員長
南木曾町社会福祉協議会	会長	麦島 忠良	
南木曾町民生児童委員協議会	民生児童委員	伊藤 由美	
南木曾町公民館	館長	小笠原 宏	
南木曾町企業振興審議会	企業代表	末松 博幸	
南木曾商工会	女性部長	熊谷 かずみ	
南木曾町観光協会	妻籠観光協会女性部	伊藤 君江	
学識経験者	南木曾中学校校長	村本 まみゑ	
労働団体	南木曾町職員労働組合	征矢 ひとみ	
行政機関	南木曾町役場	長瀬 英治	
11名			

事務局	役職	氏名
総務課	総務課長	原 秀樹
	総務課長補佐企画財政係長	向井 庄司
	企画財政係 係長	常田 幸弘
	企画財政係 総務課係長	磯村 賢治
	総務課 総務係主査	古川 千穂

○南木曾町男女共同参画計画策定委員会 名簿（平成28年度）

団体名等	役職等	氏名	備考
南木曾町教育委員会	教育委員	松井 康子	委員長
南木曾町人権擁護委員	委員	牧野こづえ	副委員長
南木曾町社会福祉協議会	会長	池田 興衛	
南木曾町民生児童委員協議会	民生児童委員	伊藤 由美	
南木曾町公民館	館長	勝野 忠	
南木曾町企業振興審議会	企業代表	伊藤 民男	
南木曾商工会	女性部長	青木 房江	
南木曾町観光協会	妻籠観光協会女性部	吉村さつき	
学識経験者	南木曾中学校校長	勝岡美智也	
労働団体	南木曾町職員労働組合	古川 千穂	
行政機関	南木曾町役場	松下 幸一	
11名			

事務局	役職	氏名
総務課	総務課長	堀 賢介
	総務課長専門幹兼 企画財政係長	遠山 義信
	総務課総務係主査	楯 一美
	総務課企画財政係 企画担当係長	藤原 雅晴

○男女共同参画計画策定委員会の開催状況等

平成 24 年 11 月 1 日（木）

第 1 回男女共同参画計画策定委員会

- ・ 委嘱書交付
- ・ 協議事項 第 2 次男女共同参画計画の評価について
第 3 次男女共同参画計画の策定の方向について

平成 24 年 12 月 8 日（土）

平成 24 年男女共同参画推進県民大会 岡谷市

- ・ 委員 2 名参加

平成 25 年 2 月 7 日（木）

第 2 回男女共同参画計画策定委員会

- ・ 協議事項 第 3 次男女共同参画計画（案）について

平成 25 年 3 月 18 日（月）

- ・ 町へ第 3 次南木曾町男女共同参画計画（案）を提出

平成 25 年 3 月 27 日（水）

- ・ 議会全員協議会へ南木曾町第 3 次男女共同参画計画策定を報告

平成 28 年 8 月 31 日（水）

平成 28 年度南木曾町男女共同参画計画策定委員会（第 1 回）

- ・ 委嘱書交付
- ・ 協議事項 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）について
男女共同参画推進の取組の状況
第 3 次南木曾町男女共同参画計画（修正案）について

平成 28 年 9 月 8 日（木）

- ・ 議会全員協議会へ南木曾町第 3 次男女共同参画計画（修正）を報告

南木曾町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条に規定に基づく南木曾町男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するため、南木曾町男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所轄事項)

第 2 委員会の所轄事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 委員会は、委員 14 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者
- (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 委員の任期は、委嘱の日から男女共同参画計画の策定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 8 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（以下略）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要になっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関して施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅延なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次項第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）あって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施

する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。前項第2号の目的については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常用雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も前項の規定による場合を除くほか、商品等に同類の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、受持雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合については、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の義務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（「特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。」）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（以下略）

—配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）— [平成13年4月13日法律第31号]

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

6 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その

他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

(略)

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(以下略)